



報告：シンポジウム

子どもは家族の病気やケアをどう理解しているのか

ヤングケアラーの知る権利・参加する権利

日本ケアラー連盟理事／成蹊大学特別研究員 滝島真優

家族のケアをする子どもは、家族の病気や障害について十分な説明を受ける機会が乏しいことから、不安を抱いたり、想像力で補ったりしながら生活している状況にあります。そこでヤングケアラープロジェクトでは、2月22日（日）成蹊大学において、「子どもは家族の病気や障害、ケアをどのように理解しているのか」をテーマにシンポジウムを開催し、医療機関やセルフヘルプグループにおける実践報告をいただきました。参加者は約100名でした。



趣旨説明

澁谷智子さん（成蹊大学教授）から、ケアラー支援が進むイギリスで示されている「ヤングケアラーの16の権利」や子どもの権利条約を踏まえ、子どもが意見を表明できるようになるまでに必要なプロセスや、家族の病気や障害、ケアについて知る機会をもつことの意義についてお話いただきました。

パネルディスカッション

■きょうだい児に対する情報提供の必要性和その支援

滝島からは、慢性疾患や障害のある子どもの兄弟姉妹（以下、きょうだい児）を対象としたセルフヘルプグループにおける、きょうだい児同士が思いを分かち合う活動の実践と、これまでに寄せられた声について報告しました。慢性疾患や障害のある兄弟姉妹とともに過ごす中で、将来への不安や、兄弟姉妹とのかかわり方がわからないといった悩みを抱えるきょうだい

児が少なくないこと、これらの思いを共有し、感情を受けとめてもらう経験は、存在を承認されているという実感につながることで、また、年齢に応じた情報提供がきょうだい児の人生を支える基盤となると感じられることをお伝えしました。

■病院におけるきょうだい児への取り組み

新家一輝さん（名古屋大学医学部付属病院きょうだいの会、名古屋大学大学院医学系研究科総合保健学専攻教授）からは、同院きょうだいの会における実践について報告をいただきました。

きょうだい児を対象に病棟ツアーを実施し、入院をしている兄弟姉妹と初めて対面する機会を通して、「知る」だけでなく、「見る・感じる」ことの意義について説明されました。参加したきょうだい児からは「皆が僕と同じ気持ちをもっていることを知り安心した」との声が寄せられ、言葉にしなくてもわかり合える関係性を築くことが重要であると話されました。さ



らに実施された研究からは、医療者に声をかけられ、存在を認められた経験に支えられたというきょうだい児の声を紹介され、きょうだい児のニーズは表出されにくいことを前提に、気持ちを受けとめられる環境づくりが必要であると話されました。

■アルコール依存症の親をもつ子どもへの「子ども・思春期プログラム」

荏澤博一さん(慈友クリニック医療相談部長)からは、アルコール専門病棟のある医療機関において、アルコール依存症の親をもつ子どもを対象に実施されている「子ども・思春期プログラム」についてお話しいただきました。世代間連鎖の予防や、自分の感情を知り表現することなどを目的としていて、子どもプログラムでは、寸劇を通じて病気と当事者を分けて

説明する工夫を、思春期プログラムでは、自身の思いを安心して語ることのできるセルフヘルプの場の提供をしているとのこと。

日常的に恐怖を抱く子どもの心のケアと継続的な支援が必要であると話されました。

3名の報告を受け、コメンテーターの小林鮎奈さん(こどもびあ副代表・一般社団法人ヤングケアラー協会)からは、実践に共通する視点として、子どもは恥じらいや罪悪感を抱きやすく、幼少期から無力感を経験している点を挙げていただきました。小林さんは、精神障害の親をもつ子どもを対象とした活動の中で、親の病気について十分な説明を受けていない子どもが多い現状を踏まえ、「家族による家族学習会」として精神障害について学ぶ取り組みを実施されています。



登壇者の皆さんを囲んで
田中連盟理事、小林さん、荏澤さん、新家さん、滝島さん、森田さん(コーディネーター)、
澁谷さん、堀越連盟代表理事、松本さん(総括)、長谷川さん(司会)

今回のシンポジウムでは、これまでの実践の報告を通して、子どもは「見えないものに立ち向かっている尊厳ある存在である」というメッセージを受けとるとともに、成長過程にある子どもには、発達段階に応じた情報を提供することの意義を認識することができました。

2025年度 進む国・自治体の取り組み

2025年度後半の動きを紹介します

●山梨県が、土・日・祝日のケアラー専用電話相談窓口開設

2025年9月、山梨県は、ケアラー支援強化を目的に、平日の相談が困難なケアラーのため、年末年始を含む土・日・祝日の電話相談を開始した。山梨県は、同年4月に知事をトップとする「ケアラー支援推進本部」を設置。ケアラー支援推進パッケージのもと、県内ケアラー実態調査、ワーキングケアラー企業調査など精力的に取り組んでいる。

●高次脳機能障害者支援法が成立

2025年12月、同法が参議院で、全会一致で成立した。国と自治体は総合的な支援策を講じ、実効性ある施策とすることを規定し、都道府県に中核となる支援

センターを設置する。高次脳機能障害者の自立と社会参加を保障し、社会的障壁をなくすための支援策、関係機関の切れ目ない支援、家族への支援、相談体制整備、専門人材の育成などに取り組むとしている。施行は、2026年4月1日。

●3省庁で、ヤングケアラー支援連携PT設置

2026年1月、子ども家庭庁、厚生労働省、文部科学省の担当局長・課長級で構成した「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携PT」が発足。子ども・若者ケアラー支援について今後取り組むべき施策を検討するとしている。若者ケアラー支援施策が期待される。



日本ケアラー連盟は 2025年度から新体制で活動を推進しています

日本ケアラー連盟代表理事 牧野史子

2025年度から、あらためて「ケアラー支援の法制化」に向けて、理事が一丸となって推進体制を組みました。新任の理事を含め17名の理事全員が8つのプロジェクトチームに分かれ、それぞれで適宜打ち合わせをしながら作業を進め、全体で進捗状況を共有しながら活動をしています。

具体的な取り組みなどをご紹介します。

現在ケアラー（およびヤングケアラー）支援の条例を制定している自治体（都道府県、市区町村）は35カ所あります。この条例化をさらに全国に拡げるために**条例化推進チーム**が状況を把握しながら、推進に向けて動きます。その際には「**ケアラー支援条例作成支援ガイド（仮称）**」（現在作成中）を指南本として役立たせます。

また法制化の実現に向けて**政策提言チーム**が、よりケアラーの実情に応じた具体的な政策・施策をまとめた「**政策提言**」（まもなく完成）を掲げていきます。さらに大きな運動のうねりを作るために様々な多様な団体をゆるやかにつなぐ**多様な団体との国内ネットワーク**の下支えが大きな力となることでしょう。

法制化の実現をめざし、国会議員や地方議員、知事会へのアプローチを、**ロビーチーム**を中心として進めてまいります。自民党ケアラー議員連盟（議連）総会

の開催をお願いするとともに、国に向けては、ケアラー連盟はもちろんのこと、議連からも①ケアラー及びケアラー支援に関わる全国調査の実施、②ケアラー支援のとりまとめ所管の設置、を要望いただくよう働きかけていきます。

さらに運動のウイングを広げるために、創設当初に立ち上げた「介護者支援法を実現する市民の会」を再編成して法制化実現のための土台を作っていきます。準備が整い次第、HPに掲載します。

今後は、みなさまのお住まいの地域での条例化やケアラー支援施策に関する自治体情報をお寄せいただいたり「ケアラー支援法を実現する市民の会（仮称）」へ名を連ねていただくなど、多くの市民やマスコミのみなさまのお力添えが必要です。

さらなる応援のほどよろしく申し上げます。

プロジェクトチーム	担当理事（〇はとりまとめ役）/事務局	活動・取り組み
1. 調査研究チーム	〇早坂、〇中村、堀越、津止、森田、湯原	ケアラー支援に関する制度的・実践的課題を明らかにし、その解決に資するエビデンスを創出する調査研究を実施。現在先行研究をレビュー
2. 条例化推進チーム	〇津止、〇堀越、岡部、中村、中嶋、牧野	自治体（都道府県・市区町村）における条例化を推進する取り組み
3. 政策提言チーム	〇中嶋、〇太田黒、牧野、堀越、中村	法制化と政策施策の具体化にむけたケアラー支援を提言
4. ロビーチーム	〇牧野、〇中嶋、堀越、藤木 /事務局：大野	国会・地方議員、自治体首長などへの法制化実現に向けたロビイング活動
5. ヤングケアラーPT活動	〇森田、〇田中、滝島	子ども・若者を支える仕組みの研究・開発
6. 多様な団体との国内ネットワーク	〇松澤、〇湯原、津止、柴本	国内における多様な団体とのゆるやかなネットワークを構築
7. 国際ネットワーク	〇山口、〇滝島、児玉、中嶋、柴本	IACO(国際ケアラー連盟)をめぐる動向と国際ネットワークの模索
8. 機関運営	〇中嶋、〇堀越、〇牧野、津止、中村 /事務局：宮本、中嶋(幸)、小川、松橋	総務、会計・税務、財政、啓発・情報・キャンペーン等



こんにちは
新代表理事です
2025年6月就任

中村健治

北海道社会福祉協議会
生活支援部参事
社会福祉士

日本ケアラー連盟がケアラー支援の取り組みをスタートした2010年から理事として関わらせていただき16年目となりました。当時に比べ「ケアラー」「ヤングケアラー」という言葉の認知度は高まったと感じていますし、2024年改正の「子ども・若者育成支援推進法」でヤングケアラーが定義づけられ、2025年度の「経済財政運営と改革の基本方針2025」にケアラー関係が明記されました。また、全国の35自治体においてケアラー及びヤングケアラー支援条例が制定されています。北海道においても、2022年4月から「北海道ケアラー支援条例」がスタートし、2026年2月末時点で2市5町が条例を制定しました。しかし、179市町村の北海道でみると3.9%に留まっています。ケアは誰しもが関わる問題であるからこそ、ケアを必要とする人も、ケアラーも安心してその人らしく住み慣れた地域で生きていける制度や仕組みづくりが重要と言えます。福祉関係の個別法においても、家族介護者支援、ケアラー・ヤングケアラー支援が盛り込まれてきていますが、多様なケアを必要とする人、多様なケアラーを支援するためには、各法を横ぐしで刺すようなケアラー支援基本法のようなものが必要と考えています。皆さん一緒に頑張っていきましょう。

こんにちは
理事です
2023年6月就任

柴本 礼

イラストレーター
高次脳機能障害者家族
難病者家族

理事に就任し2期目に入りました。私は22年前の2004年に43歳だった夫が突然くも膜下出血で倒れ、中途障害である高次脳機能障害という後遺症が残ったことから、コミックエッセイ『日々コウジ中』と『続・日々コウジ中』（ともに主婦の友社）を書いて、この障害への理解と支援を求めて講演活動を続けています。また、10年以上続けたブログは今休止中（閲覧や投稿は可能）ですが、旧ツイッターのXで日々思うことを投稿したり、100人程が入って下さっている「コウジ村」というネット主体の家族会での情報提供や交流を続けています。高次脳機能障害のほか、パーキンソン病（亡き父）と認知症（亡き母と義母）の家族のサポートを1人でしてきた経験から、ケアラーを支える仕組み「ケアラー支援法」の必要を感じていますし、夫との世界を通して視覚障害・聴覚障害・脳性麻痺・ダウン症・重症心身障害の方たちのことも知り、障害や病気の枠にとらわれない横との連携の必要も感じています。また、私たち当事者・家族にとって悲願だった「高次脳機能障害者支援法」が昨年12月に成立、今年4月より施行されることになり、今後は法律をどう具体化していくか？ 当事者や家族の役割は？ ケアラーの支援は？ 当事者の居場所は？ が大事になってきます。

2026 年度定時総会を開催します

6月13日（土）午後、対面とオンラインで開催しますのでご予約ください。

《日本ケアラー連盟は、いっしょにケアラー支援の活動をする仲間を求めています》

日本ケアラー連盟は、ケアラー、ケアラーを気づかう人、ケアラーのかかえる問題を社会的に解決しようという志をもつ人びとが集い、ともに生きる社会をつくることをめざします。

●会員になるには

一般社団法人日本ケアラー連盟の目的および活動に賛同してくださる方（個人）は、どなたでも申し込みできます（会員は法的には「社員」と呼ばれます）。

《年会費》正会員（社員）：5,000円／年 ＊総会の議決権があります。

応援会員（個人）：1口 2,000円／年

応援会員（団体）：1口 10,000円／年

《定款》 <https://carersjapan.com/about/teikan/>

《入会申込み》 FAX（またはEメール）でお申し込みください。

<https://carersjapan.com/supportus/>

★FAX 03-6809-1093

★Eメール info@carersjapan.com

●寄付をするには

一般社団法人日本ケアラー連盟は、会費と寄付により運営されています。1口3,000円から、何口でもご寄付いただけます。

マンスリー寄付は、月500円から受け付けています（HPをご覧ください）。

《寄付申込み》 FAX（またはEメール）でお申し込みください。

<https://carersjapan.com/supportus/>

【会費・寄付金入金先】

郵便振替 口座番号：00100-9-789904

加入者名：一般社団法人日本ケアラー連盟

銀行振込 みずほ銀行新宿中央支店 口座番号：2958743

（普通）口座名：一般社団法人日本ケアラー連盟